

文化財調査報告書

番 号 指定第 159 号

調査員氏名 鯖江市文化財調査委員 佐藤 圭

名称・員数 馬場家文書 4点

※卷子1巻に文書5点を裏打ちして表装している。指定対象は中世文書4点

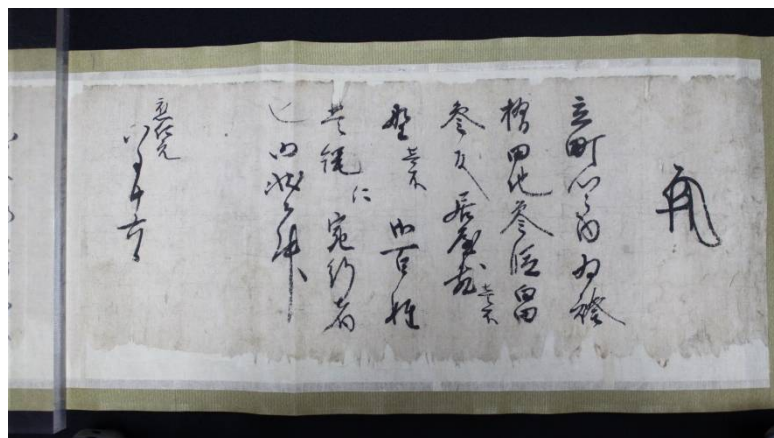
管理者・所有者 馬場 一彦（鯖江市杉本町 16-2-3）

年 代	①立町郷内田畠等宛行状	応仁元年（1467）8月16日
	②魚住景栄書状	天文元年（1532）8月24日
	③魚住景栄書状	天文3年（1534）9月4日
	④魚住景固書状	（年未詳）6月朔日
	⑤書判形之配	明和3年（1766）4月吉日

種類 古文書

形状・規模 ①立町郷内田畠等宛行状

応仁元年（1467）御百姓豊縄が立町郷内の田畠、居屋敷、野を宛行われた文書である。立町郷は中世の郷名で、越前国丹生北郡に属した。近代の立待村に名を伝え、鯖江市北端部に位置する。本状の発給主体の氏名等は明らかでないが、袖（文書の向かって右端部分）に花押をすえている人物が出したものであり、同一の花押が「山本重信家文書」応仁3年（1469）三月十四日付居倉浦刀祢職安堵状に見られる。この居倉浦も丹生北郡に属し、丹生北郡地頭の系譜を引く者が出したと見られる（『吉川地区史』）。袴摺（はかまずれ）も詳らかでないが、江戸時代大坂町年寄の手当の呼称としてこの語が使われていることから類推して、在地の年寄に対する手当に関連するものとみられる（『日本国語大辞典』）。その内容は田畠、居屋敷、野にわたるもので当時の越前国の有力百姓の土地所有のありさまを具体的に示している。

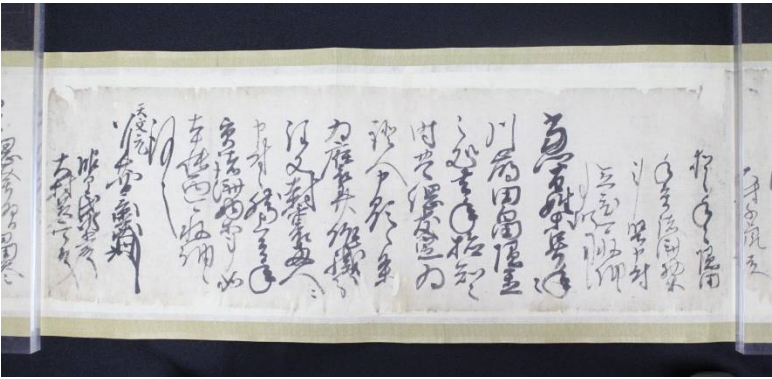


法量：14.0 cm×34.7 cm／状態：天地破損あり

【釈文】 (花押) 立町郷之内為袴 摺田地参段・畠 参反・居屋敷壹所・ 野壹所、御百姓 豊繩仁宛行者 也、仍状如件、 応仁元 八月十六日	【読み下し文】 立町郷の内、袴摺と して田地参段・畠参 反・居屋敷壹所・野 壹所、御百姓豊繩に 宛行ふものなり。仍 て状件のごとし。(日 付等略)
--	---

②魚住景栄書状

天文元年（1532）朝倉氏の重臣で立町郷の給人の魚住景栄が川崩れ地検知の証人を務めた豊綱らに作職分を与えた文書である。魚住氏は戦国大名越前朝倉氏の年寄衆の家柄で、景栄は四代朝倉孝景の享禄元年（1528）から天文 11 年（1542）にわたって朝倉氏奉行人を務めたことが確認される。魚住景栄は立町郷の領主支配のため川崩れなどの名目による百姓たちの隠し田畠を検査したが、その際豊綱らは在地の証人としてそれらの事実を明らかにしたので、景栄から功績が認められて作職分を与えられたものである。

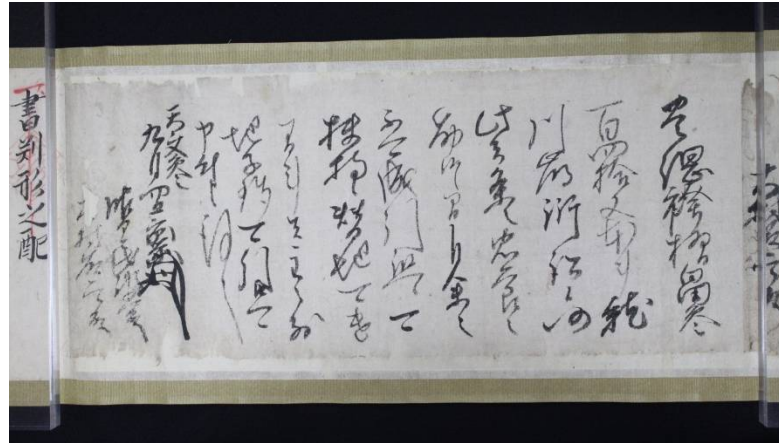


法量：14.0×43.5 cm／状態：天地破損あり

【釈文】 猶々年々隠田 年貢諸済物等 事堅申付、 急度可收納候 事肝用候、 当郷百姓等号年々 川崩、田畠隠置 之处、去年検知之 時豊綱・友定為 証人申頭之条、 為褒美作職分 注文封裏、兩人二 申付候、然上者、年 貢諸済物等事如 本帳面可收納候、 謹言、 天文元 八月廿四日 景栄（花押） 服部民部丞殿 大村藤二郎殿	【読み下し文】 当郷百姓等年々川崩れ と号し、田畠隠し置く の処、去年検知の時、 豊綱・友定証人として 申し頭らむの条、褒美 として作職分注文裏を 封じ、兩人に申し付け 候。然る上は、年貢諸 済物等の事、本帳面の ごとく収納すべく候。 謹言。 猶々、年々隠し田年 貢諸済物等の事、堅 く申し付け、急度（き つと）収納べく候事 肝用に候。(日付・宛 所等略)
---	--

③魚住景栄書状

同 3 年（1534）魚住景栄が豊綱の忠節により川崩れ畠地の訴訟を認めて扶持を命じた文書である。引懸（ひきかけ）は先例、傍例の意。豊綱の川崩れの訴えを認めるが、他の先例にしてはならないと指示している。発給者の魚住景栄は立町郷の領主であり、当地の百姓豊綱の忠節に応じて扶持するという、朝倉氏給人と在地有力者との関係をうかがうことができる。



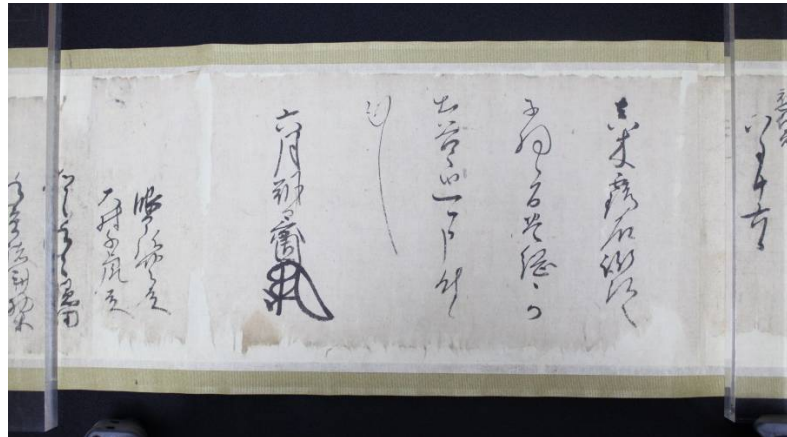
法量： 14.1 cm×34.7 cm／状態：天地破損あり

【釈文】 豊綱袴摺畠参 百四拾文本事、就 川崩訴訟候、仍 此者条々忠節之 筋候之間、自余之 不可成引懸候、可 扶持候、替地可遣 間事者、主之別 地子銭可引由可 申付候、謹言、 天文参 九月四日 景栄（花押） 服部民部丞殿 大村藤二郎殿	【読み下し文】 豊綱袴摺畠参百四拾文 本の事、川崩について 訴訟候。仍て此者条々 忠節の筋候の間、自余 の引懸になすべからず 候。扶持すべく候。替 地遣すべき間の事は、 主の別地子銭引くべき の由申し付くべく候。 謹言。（日付・宛所等略）
--	---

④魚住景固書状

朝倉氏の奉行人魚住景固が訴訟のため豊綱に出谷（一乗谷に参上すること）を命じた文書である。魚住景固は景栄の子で五代朝倉義景の末期元亀元年（1570）から朝倉氏奉行人を務めた。義景滅亡後織田信長に降ったが、天正2年（1574）府中城主富田長繁に謀殺された。訴訟の相手方の真木氏は詳らかでないが、立

町郷の北隣、現在の福井市真木町の土豪と想定される（『朝倉氏五代の発給文書』）。



法量： 14.1 cm×34.7 cm／状態：天地破損あり

【釈文】	真木鶴石訴訟之
子細候間、豊綱可	出谷之由可申付候、
謹言、	六月朔日 景固（花押）
服部弥四郎殿	大村千虎殿
【読み下し文】	真木鶴石訴訟の子細候
間、豊綱出谷すべきの由	申し付くべく候。謹言。
（日付・宛所等略）	

⑤書判形之配

花押の形を陰陽五行説により解説して書き与えた文書である。



法量： 16.2 cm×45.0 cm／状態：良好

①～④は立町郷の百姓豊綱の文書であり、②～④は魚住氏から両代官に宛てて出されているが、いずれも豊綱の家に伝わったとみられる。現在の所蔵者である馬場家と百姓豊綱との直接的関係は詳らかでないが、同じ立町郷の中心地に所在し

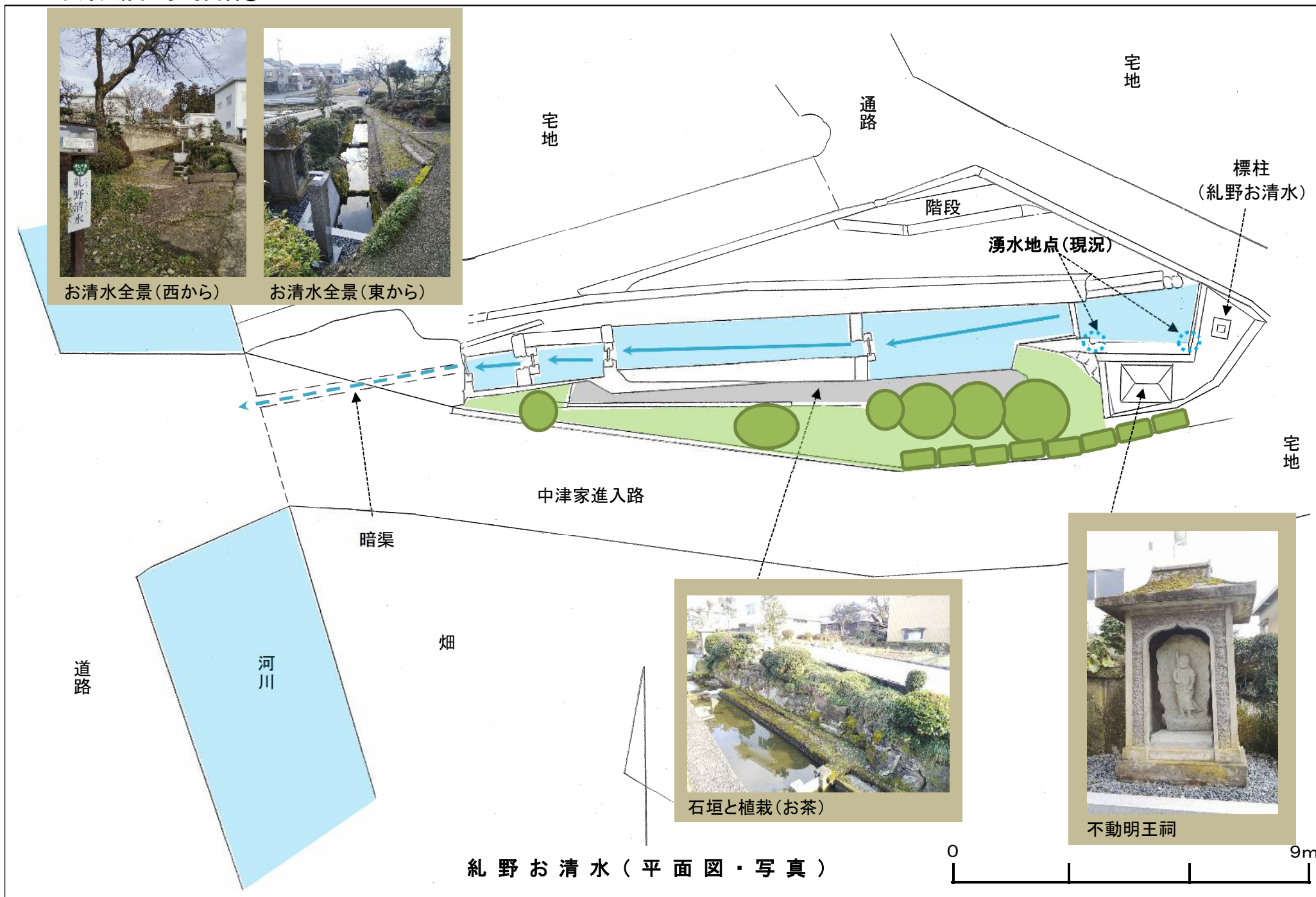
ており地縁的な関係は認められる。⑤は江戸時代後期のもので①～④と直接関わらない。

所

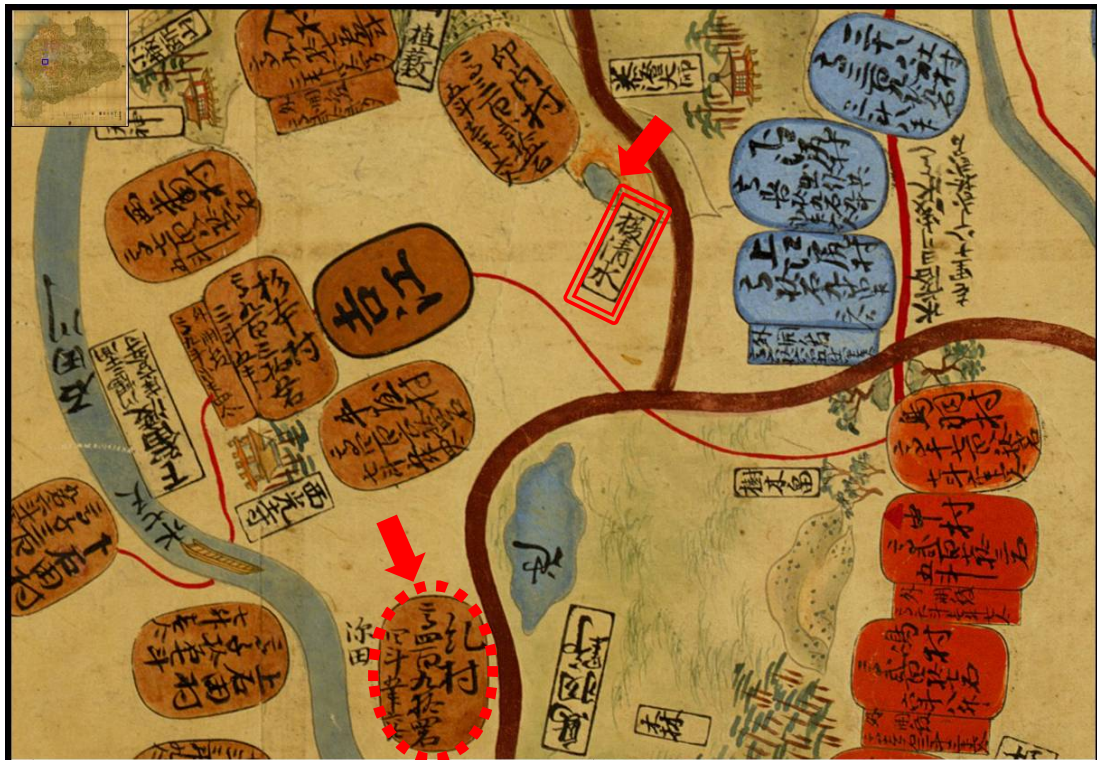
見 戦国時代の百姓と大名朝倉氏の重臣魚住氏との関係を物語り、本市の北部に位置する立町郷の開発や耕地の状況をうかがう貴重な史料である。朝倉氏の発給文書は寺社関係のものが多く残されているが、家臣や百姓の伝来文書は乏しく、このように具体的に百姓の様子が知られるものは珍しい。現在個人所有となっているが、今後文化財として保存・管理、資料活用が求められる。

文化財調査報告書

番 号	160
調 査 員 氏 名	鯖江市教育委員会文化課
名 称 ・ 員 数	糺野お清水 1ヶ所
所 在 地	鯖江市糺町 38 字 西宅地 3 番
管理者・所有者	糺町（糺町区長）
年 代	近世以降か
種 類	記念物（史跡）
形 状 ・ 規 模	奥行約 20m×幅最大 7.5m
構造および形式	笏谷石製護岸（5 区画）、笏谷石製不動明王像、石垣
所 見	現在、地元では糺野お清水と呼ばれている。かつては「おしょっさん」と呼ばれ親しまれていた。鯖江台地西側崖面裾に位置し、現在も湧水がみられる。もともと湧水池付近は笏谷石によって護岸が整備されていたようであるが、これまでの補修によって多くがコンクリート製護岸に置き換わり、笏谷石はわずかに見られる程度である。大きく 5 つに区画され、湧水のみられる最も東側の区画から西側にかけて①湧水部、②飲料水用、③野菜洗い用、④洗濯用、⑤おむつ洗い用というように用途別に利用されていたという。水が流れるこの区画の南側壁面には石垣が数段積まれ、さらにその上にはお茶の木が植栽されている。また、湧水区画の東側には笏谷石製の不動明王像が祀られている（銘文等は確認されず）。現在のお清水は、西縦貫線から杉本町方面を結ぶ道路（この道は畦道程度であったとのこと）から入る構造となっているが、昔は水落の北陸道から分岐して吉江を結ぶ旧道から入る道があったらしい。昭和初期までは村に暮らす様々な人たちが情報を交換する社交場であったということであるが、上水道の普及とともに利用する人は途絶えたという。また、台地上の開発によって森林が消えて以降、湧水量も少なくなったということである。
参 考 文 献 ほ か	・山田秋甫『越前国丹生郡立待村志』（福井県丹生郡立待村役場、1915）に「越前国絵図に榎清水・深田の名見ゆ現今其位置は不明なるも深田は當区の上の田に多くあり又榎清水の場所は西北に其の跡ありと云ふ」の記載あり ・福井市『福井市史資料編別巻絵図・地図』（1989）所載の「越前国絵図」（慶長十年、1685）では、「榎清水」の記載は米岡付近にあり。 ・『越前国丹生郡立待村糺字限地籍絵図』（年代不詳）の「三十八字 西宅地 三番」に川用悪水路（青色）として記載あり ・お清水の東側にある中津家に『糺泉郷』（きゅうせんごう）という扁額が残されていたらしい



No.2 糺野お清水 参考資料②



越前国絵図（貞享十年 1685 年）より立待付近を抜粋



地籍図にみえるお清水（記載の方位は誤りか）